

<3 水害は防げる>

3-2 鬼怒川水害における司法の問題(裁判官の理解不能な考え)

3-2-1 水害は現実の世界で起きていることが分からない裁判官(1)

【架空の世界】の安全度で【現実の世界】の堤防工事の順番を決めることが合理的な訳がない

現実の世界の堤防工事の順番は『現状の堤防で水害発生の危険性が高い、安全度の低い、堤防高さの低い個所から実施する』のは常識でしょう。裁判官はそれが分からず、**世紀の誤審**をしている。

越水も決壊も溢水も浸透も『すべて現実の堤防で起きている』。『水害は現実の世界で起きている』

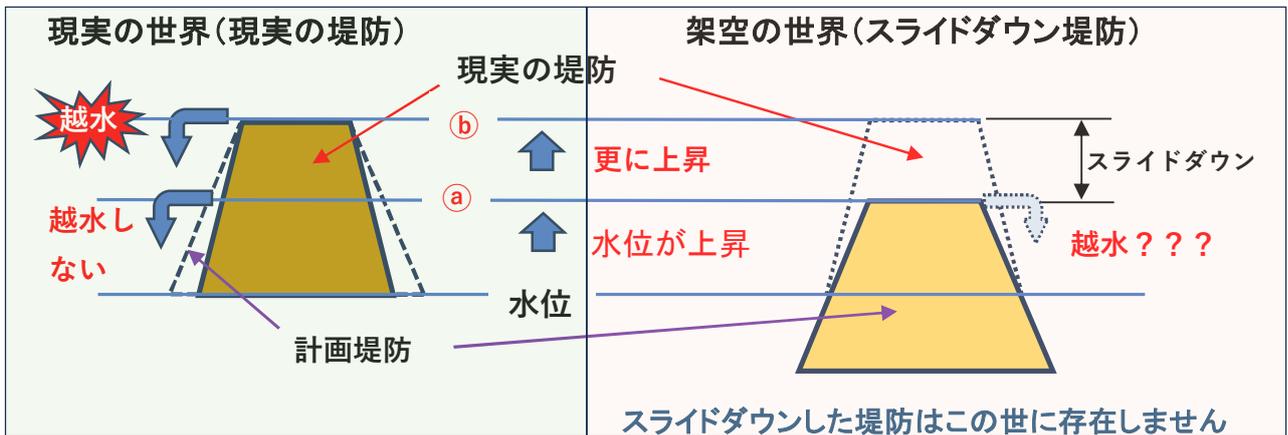
*スライドダウン評価した堤防は『架空の世界』。架空の世界では絶対に越水も決壊も浸透もしない。

水害対策の堤防工事は『現実の堤防を改修する』。『架空の世界の堤防の工事は、絶対に出来ない』

*スライドダウン評価とは、計画堤防断面より幅の狭い堤防は、堤防の高さを低く評価(スライドダウン)すること。詳細は下方。

1. 現実の世界と架空の世界

越水はどのような状態で発生するのか、【現実の世界】とスライドダウンした【架空の世界】で比較すると



① の水位で【現実の世界】では絶対に越水しません。【架空の世界】は越水すると言う単なる想定です。

【現実の世界】では ② の水位にならなければ絶対に越水はしません。誰もが納得する常識です。

【架空の世界】の堤防高さから想定した越水は、費用対効果等の計算の前提(越水被害が発生する)としては使えても、堤防からの越水による被害が発生する【現実の世界】では、全く意味の無い話です。

スライドダウンした堤防の高さが低かろうが高かろうが、① の水位(越水すると想定した)が上がろうが下がろうが、② 以下の水位なら、【現実の世界の現実の堤防】においては全く水害に関係しません。

重要なことは水害(越水から決壊)の発生を防ぐこと。災害が発生するのは【現実の世界】です。

現実の世界の堤防の高さを見て、水害の発生する危険性の高い場所から工事するは当たり前です。

スライドダウンした堤防の高さで水害の危険性を論議しても**現実の水害**には全く関係ないですよ。

私にとっては極めて常識な上記の話を、何度説明しても理解してくれないのが裁判官です。

東京高裁の判決が、いかに間違っているか、誰でも分かると思いますが『**世紀の誤審**』を具体的に次項、水害は現実の世界で起きていることが分からない裁判官(2)で説明します。

<補足説明>

※ 計画高水位とは

計画高水位は、河川計画の基準となる流量が流れた際の河川の水位。この水位は、堤防や護岸などの設計の基本となる水位で、この水位を上回ると、堤防が危険な状態(越水し決壊する)になることを意味します。

※ 計画堤防高とは

計画高水位に余裕高(洪水時の安全を考慮した必要な高さ)を加えた設計の基準です。

※ 計画堤防断面とは

堤防の高さ、幅、堤防の勾配などが規定され洪水に対し安全に機能する計画堤防の断面。

※ 現状堤防断面とは

現状の堤防の断面。

※ 計画堤防断面が現状堤防断面の内側に収まるまで天端高(堤防の頂点の高さ)を下げるとは現状堤防の法面の角度(赤色の線)の内側に計画堤防が収まる『D』まで下げる(スライドダウン)こと。

